

助言又は指導に対する方針書

平成23年11月30日

(あて先) 鎌倉市長



住所 鎌倉市上町屋325番地  
 事業者 氏名 三菱電機㈱鎌倉製作所所長 齋藤 謙  
 電話 0467-44-1111  
 住所 鎌倉市上町屋325番地  
 代理人 氏名 三菱電機㈱鎌倉製作所生産技術課長 田島 鏡  
 電話 0467-41-5325

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市上町屋字池ノ下3番2他55筆
	面積	233,966.33 m <sup>2</sup>
項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
	別紙の通り	別紙の通り

(注) 大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。

三菱電機(株)鎌倉製作所 人工衛星生産棟他増築工事

助言又は指導に対する方針書

項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
1	<p>深沢地域の新しいまちづくり基本計画について</p> <p>当該事業区域は、「深沢地域の新しいまちづくり基本計画（平成 16 年 9 月）。（以下、「基本計画」という。）」の「土地利用区分別整備方針」において、「都市型産業ゾーン」に位置付けられています。</p> <p>具体的には、事業区域の南側道路は、基本計画の「道路等の整備方針」において、県道腰越大船線から南側道路、市道大船西鎌倉線を経由し県道藤沢鎌倉線を逆 L 字型で繋ぐ補助幹線道路として、「面整備ゾーン（深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業）」の整備による将来交通需要への対応を図るため、拡幅・強化を図ることとしていることから、基本計画の趣旨をご理解いただき、道路整備にあたっては、ご協力をお願いするとともに、引き続き、市内の主要な産業地として、都市の活力が維持できるよう、更なる事業の推進をお願いします。</p>	<p>「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」の「道路等の整備方針」における事業区域南側道路の拡幅・強化については、鎌倉市との定期協議の中で継続協議・検討致します。</p> <p>また、先端技術産業としての工場の維持・発展を図りながら、市内の主要な産業地として都市の活力維持に寄与できるよう、引き続き工場の操業環境の維持・向上に努めます。</p>
2	<p>樹木の保全と緑化について</p> <p>事業区域内の既存樹木を極力保全するとともに、在来種の中高木を中心とした植栽を建物周囲に行うことにより、緑の量と質の充実を図ることができる計画とするように努めてください。</p> <p>また、当該事業区域は、「鎌倉市緑の基本計画」において緑化地域の指定候補地として位置付けられており、指定に向けた今後の取り組みにご理解とご協力をお願いします。</p>	<p>建物建設地の既存樹木のうち移植可能なものは、事業区域内の他の緑地に移植し、既存樹木の保全に努めます。</p> <p>また、建物周囲には、ヤマモモ、シラカシなどの在来種の中高木をできる限り植樹し、緑の量と質の充実を図る計画と致します。</p>
3	<p>景観面の配慮について</p> <p>(1) 景観計画の眺望景観及び湘南モノレールからの見え方に配慮した建築物の形態意匠・屋外工作物等としてください。</p> <p>(2) 「鎌倉市景観計画」において、「産業地区域」に位置付けられており、「産業地区域」の良好な景観形成のための方針及び景観形成基準に適合した計画としてください。</p>	<p>(1) 建築物及び屋外工作物の形状・色彩等は、事業区域内の既存建物及び周辺との調和を図り、眺望景観や見え方に配慮致します。</p> <p>(2) 建物周囲に中高木を植樹することで、周辺住宅地との環境的な調和に努めます。また、既存建物との相互調和を図り、まとまり(群)としての都市景観の向上に努めます。</p>

<p>4</p>	<p>円滑な工事の実施について</p> <p>工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、土砂の搬出入による工事車両の安全対策などに十分配慮し、町内会や周辺の住民と十分に協議を行い、工事協定を結ぶなど円滑に工事を実施してください。</p>	<p>工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、工事車両の安全対策などに十分配慮するとともに、町内会や周辺住民からの要望には誠意を持って対応致します。また、所定の入退場門には交通誘導員を配置し、安全の確保、工事車両の誘導等適切に対応致します。</p>
<p>5</p>	<p>その他</p> <p>まちづくり条例に基づく手続（「大規模開発事業基本事項届出」）は、具体的な公共施設の整備に係る技術審査を行うものではないため、今後、公共施設の整備その他については、関係各課との協議を踏まえて、将来を見据えた規模の設計をしてください。</p>	<p>公共施設の整備その他については、「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」に基づき、関係各課との協議を踏まえ設計に反映致します。</p>

以上